

特集 日本学術会議の危機

日本学術会議第 193 回総会を傍聴して

小沼 通二（慶應義塾大学名誉教授）

1 現在までの状況

内閣府特命担当大臣の決定により 2023 年 8 月に設置された「日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会」は、会合を重ね、2023 年 12 月 21 日に中間報告を発表した。大臣は翌日「日本学術会議の法人化に向けて」を決定。有識者懇談会は、2024 年 4 月に「組織・制度ワーキング・グループ」と「会員選考等ワーキング・グループ」を設置して、それぞれ 10 回、8 回の開催を経て、2024 年 12 月 18 日の第 15 回懇談会で議論を終え、12 月 20 日に最終報告書「世界最強のナショナルアカデミーを目指して～日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会最終報告書～」が公表された。懇談会には、日本学術会議（以下学術会議と略）の光石衛会長他の役員が要請されて毎回出席し、ワーキング・グループには副会長他が出席した。

学術会議は、有識者懇談会が始まった直後の 9 月末までの第 25 期（梶田隆章会長）から、10 月からの第 26 期（光石衛会長）になった。最終報告書公表を受けて学術会議は、12 月 22 日 10 時から臨時の第 193 回総会を開催した。会長と副会長が資料について説明したあと、会員からの発言が続ぎ、光石会長の「会長談話を出したい」との発言で、13 時 7 分に終了した。午後に幹事会があり、その後、日本学術会議会長談話「有識者懇談会最終報告書及び日本学術会議第 193 回総会を受けて～より良い役割発揮のための改革に向けて～」が発表された。

世界平和アピール七人委員会（以下七人委員会と略）は 12 月 26 日に、23 日までの学術会議をめぐる動きを見て作成したアピール「日本学術会議の政府への従属を招いてはならない」を発表し、政府の今の動きに同調することなく、可能な限り

速やかに総会を開催し、学術会議の意思をまとめ、政府と粘り強い対話を進めることを求めた。

2 12 月 22 日の総会の経過

12 月 22 日の学術会議総会は、前後の事情があったのかもしれないが、3 時間の予定だった。私はそれを知った時に、このような短時間では、前総会以後の動きを報告し、有識者懇談会の最終結論を咀嚼して、今後の基本方針を確認するためには、時間不足になるのではないかと危惧した。

総会の直前に 4 点の資料と 5 点の参考資料が配られ、学術会議のサイトにも公開された。時間の順序に並べ替えてみる。

参考資料 5: 2021 年 4 月 22 日 総会決定 日本学術会議のより良い役割発揮に向けて

参考資料 4: 2024 年 4 月 23 日 総会声明 政府決定「日本学術会議の法人化に向けて（2023 年 12 月 22 日）」に対する懸念について

参考資料 3: 2024 年 6 月 7 日 幹事会 よりよい役割発揮のための制度的条件（第 11 回有識者懇談会に提出）

参考資料 2: 2024 年 7 月 29 日 会長 法人化をめぐる議論に対する日本学術会議の懸念（この日の第 12 回有識者懇談会に提出）

資料 3: 2024 年 10 月 31 日 幹事会 より良い役割発揮のためのナショナルアカデミーの設計コンセプトについて（11 月 29 日第 13 回有識者懇談会提出）

資料 4: 2024 年 11 月 26 日 幹事会 日本学術会議の会員選考に関する方針（11 月 29 日第 13 回有識者懇談会提出）

参考資料 1: 2024 年 12 月 20 日 世界最高のナショナルアカデミーを目指して～日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会最終報告書～(31 ページ)

資料 1: 2024 年 12 月 22 日 日本学術会議第 163 回総会 日程等

資料 2: 2024 年 12 月 22 日 日本学術会議のあり方について（光石会長・日比谷副会長の総会説明資料 27 ページ）

10時からの総会は、まず会長・副会長による資料2「日本学術会議のあり方について」の各ページをスクリーンに映しての報告だった。

- 1～2 有識者懇談会設置から前回総会まで
- 3 前回総会以後
- 4～21 有識者懇談会最終報告書の解説
- 22～24 有識者懇談会最終回における学術会議会長の発言記録
- 25 学術会議第26期のアクションプラン
- 26～27 (参考)有識者懇談会とワーキング・グループの開催趣旨と構成員名簿

これで見られるように、報告の7割以上が有識者懇談会最終報告書(31ページ)の解説だった。最終報告書の公表がわずか2日前だったので、解説自体はそれでよかったのだけれど、前回総会以後に学術会議幹事会が有識者懇談会に出した2つの文書(資料3、4)の説明が一切なかったことが気になった。この報告が終わり質疑・討論に移ったのは、10時40分であり13時まで発言と質問に対する答弁が続いた。討論の中では、「細かい点では改善があったにしても、根本的には変わっていない」という評価から、「学術会議の考えに歩み寄ってくれたと思う、最終報告書は80点だ」という発言まで、幅のある意見がだされた。私のメモでは、報告書を評価する意見より批判・危惧する意見の方が多かった。会長は、最後に「ある程度評価するけれど、残念なところもある。責任を持って政府と協議していく。会長談話を出したい」と発言した。この発言に対して、一部の出席者が拍手したが、傍聴していた私は多数という感じはもてなかった。総会は13時7分に終了した。

3 12月18日の最終有識者懇談会における会長発言と12月22日の総会後の会長談話

光石会長は12月18日の有識者懇談会における発言を、12月22日の総会で報告した。まず学術会議の役割や活動実績、2021年4月総会決定の「より良い役割発揮に向けて」、26期のアクションプランとその取り組み状況を中心にして学術会議の果たすべき役割と機能強化の重要性を報告してきたことに触れ、7月29日の第12回有識者懇談会に提出した会長名の文書「法人化をめぐる議論に対する日本学術会議の懸念」と、その日の議論ではこの懸念が払拭されていないとして次の第13回有識者懇談会に提出した既述の2文書の「考え方の土台は変わっているものではない」と述べた。その上で「お互いの理解が歩み寄る部分も見いだせた」と評価し、「学術会議がこれまで主

張してきた点について完全には反映されていない部分があることははっきり申し上げておかなければならない」とも述べて、「再考いただいたうえで、とりまとめをお願いしたい」と発言した。しかし再考が行われることはなかった。

22日の総会の後で公表された会長談話の文章(<https://www.scj.go.jp/ja/head/pdf/20241222.pdf>)は、3つの部分から成り立っている。最初の部分では、有識者懇談会とワーキング・グループの委員に敬意と感謝を表明し、最終報告書を評価している。ところが第2の部分では、2021年4月の総会決定「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」で明記した考えから一貫した考えで議論してきたと述べ、考え方の土台は変わらないと書き、最終報告書に学術会議の主張が反映されていないところがあることは残念だと述べ、今後論点が残されていると結論している。ここで述べている内容は、総会で参考資料2～5として配布された文書に書かれていて、総会資料3～4に直接引き継がれている。第3の部分では、責任をもって政府と協議し、会員間の議論を尽くし、社会との対話も続けていくと結んでいる。

4 世界平和アピール七人委員会のアピール

世界平和アピール七人委員会は、1955年に設立され、今日まで7人の委員による議論に基づく162回の意見を表明してきた組織である。12月26日のアピールは短いもので、七人委員会のウェブサイトなどに公開されている。本稿の後に付記したのでお読みいただきたい。アピールでは、2024年7月29日に会長名で第12回有識者懇談会に提出した文書と11月29日の有識者懇談会に学術会議幹事会名で提出した2つの文書を支持することを述べ、現段階の政府の動きは、これまでの学術会議の自主性、独立性を否定し、息の根を止めて政府に従属する組織に変えようとするものだととらえ、可能な限り速やかに学術会議が総会を開いて討議を尽くし、政府との交渉に向けての基本的態度を確立することを求めている。

5 今からすぐにおこなっていただきたいこと

政府との交渉が始まる前に、また総会を開いて学術会議としての方針を確立してもらいたい。12月22日の総会は各人のばらばらな自由な発言のまま終わった。いい意見をもっていても話したがらない人もいるし、逆の人もいるから、司会者の配慮がいる。しかし時間がないから2度目の人は後でという議事進行をすれば、直接関係のある

発言ができず、議論を深める機会をつぶすことにつながるかもしれない。全体の時間が足りないなら、また会議を開くのがよい

それに会員の意見がいろいろ広がりをもち、相互に相容れない意見があることは異常ではない。全員がいつも同じ意見なら、逆に気持ちが悪い社会というべきだろう。しかし組織として行動を起こすためにはばらばらのままでは困る。理由によっては少数派の意見を取るべき時もあるだろう。

7月29日の第12回有識者懇談会に提出された学術会議会長名の文書「法人化をめぐる議論に対する日本学術会議の懸念」は、今回の総会でも参考資料2として配布された。この文書では、それまで学術会議が表明してきた懸念が払拭されていないとして、とりわけ基本的な5項目

- 1 大臣任命の監事の設置を法定する
- 2 大臣任命の評価委員会の設置を法定する
- 3 『中期目標・中期計画』を法定する
- 4 次期以降の会員の選考に特別の方法を導入
- 5 選考助言委員会の設置を法定する

は、活動を阻害するもので、とうてい受け入れられないとした。私もそう思う。しかし、この日の有識者懇談会での議論でこれらは全く認められなかった。そのため次の第13回有識者懇談会に、学術会議幹事会の名前で今回の総会で配布された資料3、4が提出された。それでも無視された。

しかしどう考えても学術会議が独立して意見を出せる相手である政府が組織や活動に条件を付けるのは、利益相反につながるのではないだろうか。また次回の会員選考には2005年の例を参考にするというが、あの時はそれまでの学協会から推薦人を集めて選考会議をおこなうことができなくなってコ・オペレーションを始めるときだったので、今回のようにコ・オペレーション選考が継続するときとは事情が異なる。これらの項目について、総会の意思として確認の上、改めて交渉の俎上にのせるべきである。

それとも政府は、今の会員と対立して来たので、何としてでも将来への関与をさせたくないのだろうか。交渉では譲れないところは最後まで譲るべきでない。幸い国会は与党だけの自由になる時代ではない。筋を通した丁寧な議論を野党が支持すれば、国会は通らない。会長がいつ通らない時に幹事会名で補強し、それでもだめなら総会の意思でという手順に似たことは過去にもあった。かつて1960年代に現在の幹事会に当たる運営審議

会が政府に勧告を出したが無視されたので翌月の総会で声明を出したという例もあった。

正式議事録はまだ公表されていないが、2024年10月総会でのこの議題の討議の最後に、二人の発言があった。(本ニュース95号p.10参照)

「日本学術会議の基本的立場はあくまで5要件の重要性を強調し、様々な改革は現行の設置形態を変えなくても内規等の形で十分に行っているで法人化の必要はない。この基本は改めて明確にされることが重要ではないか。」

「7月29日の懸念はほぼ共有できたのではないか。これはぜひ貫徹していただきたい。評価であるとか監事を置くことでお金がもらえるのだったらそれはそれでいいじゃないか、それでお金をとってくるという方法があるのじゃないかという話が出ていましたが、これは私はトロイの木馬だと思います。あるいは蟻の一穴と言ってもいい。非常に怖いことで、最初はいいかもしれませんが、おいおいおそろく崩される。なぜならば本来お金を出すのは必要経費と書いてありますので、必要経費しか出してくれない。そういう中で結局私たちが自主努力によって金を集めてこなければいけない。非常勤のこれだけの集団がどうして営業的な、大学法人の際のような仕事をやらねばいけないのか、結局20年後、30年後の学術の世界に大きな影響を与える。今私たちはそういう中にいるということを経営的に共有していただければありがたい。私は幹事会の方針には完全に賛成でございますが、どこに蟻の一穴、地雷、トロイの木馬が仕掛けられているのかということをしきんと見抜かなければいけない。」

これらの発言に、光石会長「まったくその通りでございます」と答弁したのだが時間切れで、議論が深まることはなかった。総会が開かれれば、この発言を学術会議の意思として共有することができるだろう。

さらに率直に言って、光石会長が有権者懇談会や内閣府という面倒な相手と交渉されたことはご苦労様と思っているが、発言に幅が大きすぎるのではないだろうか。最終回有識者懇談会や12月22日の会長談話は、すべての人にとっていいことを言ってくれたと思うか、誰にとっても不満なことを言ってくれたと思うかの両面を持っているように見える。交渉では先方が都合のよいところだけをつまみ食いして終わる可能性がありうる。

さらに12月22日の会長談話では「会員間で

議論を尽くしつつ、社会との対話をこれまで以上に進めていく」と述べたのだから、ぜひ対象に研究者も含めて積極的に進めていただきたい。

ここが適当な場所かどうかわからないが書いておきたいことがある。今回の改革の記録を、ぜひ詳しくまとめて残していただきたい1985年改革については1985年に刊行された『日本学術会議 続十年史』に詳しい記録が残されている。あわせて言えば、あと数日で終わる今年日本学術会議創立75周年である。25年史、50年史は刊行された。75年史は遅れてもいいので作成していただきたい。また2005年改革の記録も未刊である。関係者の努力に期待する。

繰り返しになるが、どの部分を学術会議の譲れない意思とするか、早急に総会その他で会員の意思を確認していただきたい。

6 かつての経験

学術会議は第12期(1981年1月20日～1985年7月19日)まで会員は科学者の直接郵便投票の選挙によって選出されていた。この期の初めに、当時学術会議を担当していた総理府の総務長官が、「学術会議が会員外の科学者を国際会議に派遣しているのは不当である。また会員の公選制にも疑義がある」と発言したことが発端になって、法改正がおこなわれ、学協会推薦制度に変わった。この発言の前には総理府からの指示を受けて、「最近の会計検査の結果」として会員外の国際会議派遣を認めないという会長名の文書が回され、内規の変更がもめられるといった混乱が起き、調査の結果会計検査院は関係ないという事実が判明したという、今のことばで言うフェイク情報まであったのだ。この時にも自由民主党にプロジェクトチームが作られて学術会議攻撃が行われた。

このときには改革問題の2年半の間に臨時総会を7回開催して、執行部と会員が情報と意見交換を重ねて取り組んだ。元の会長・会員、科学者、学協会の学術会議支持発言も続いた。この間に会長・副会長が政府と会員の間の板挟みになって辞意を求め、承認されたことが2回起きている。日本学術会議法改正案が国会に提出されたあと、田中角栄元首相のロッキード事件判決後、国会が混乱し野党が国会の委員会に出席しなかったときに自由民主党の単独審議によって衆議院を通過。学術会議会長は慎重な審議が行われなかったことは残念と表明した談話を発表した。参議院の文教委員会を通過した日にも、同様の会長所感が発表された

のだった。なお首相による会員任命制度はこのときに始まった。首相による任命は形式だけだとする首相の国会答弁があったのはこの時のことだった。
2024年12月27日記

日本学術会議の政府への従属を 招いてはならない

2024年12月26日 世界平和アピール七人委員会
大石芳野 小沼通二 池内了 高村薫 島藺進 酒井啓子

私たち世界平和アピール七人委員会は、2020年10月、当時の菅義偉首相による日本学術会議会員候補者6人の任命拒否が明らかになった1週間後に、これを許容できないとするアピールを発表した。政府は任命拒否を今日まで撤回せず、拒否の理由も説明しないままであり、私たちはこの任命拒否を、今も認めることはできない。

その一方で、政府と自由民主党は任命拒否問題を学術会議改革の問題にすり替えて、内閣府に「日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会」を設けて検討を進め、去る12月20日に「日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会最終報告書」を公表するに至った。

この懇談会に対し、日本学術会議は会長名の文書「法人化をめぐる議論に対する日本学術会議の懸念」(2024年7月29日)を提出・説明し、続いてその理由を詳述するための「より良い役割発揮のためのナショナルアカデミーの設計コンセプトについて」(2024年10月31日)、および学術会議の自主性を根本から否定する会員選出方法の導入に反対を表明した「日本学術会議の会員選考に関する方針」(2024年11月26日)を日本学術会議幹事会で決定して提出・説明した。私たちはこれら3文書を全面的に支持する。ここには、学術会議が、世界のアカデミーに伍して、国内外で健全な活動をおこなうために不可欠な問題点が書かれているからである。しかし上記の懇談会最終報告書では、遺憾ながらこれらは無視されたままである。

私たちは、日本学術会議が4年以上にわたって行ってきた政府との真摯な話し合いの努力を支持してきた。現段階の政府の動きには、日本学術会議の息の根を止めようとする意図が読み取れる。私たちは、日本学術会議が政府の動きに安易に同調することなく、可能な限り速やかに総会を開催して、上記の3文書を再確認し、その内容を完全に実現すべく、粘り強く政府との対話を進めることを求める。さらに日本学術会議が、学協会、全国の研究者、国民に、問題点を丁寧にわかりやすく説明し、意見と支援を求めていくことを要望する。
連絡先 <https://worldpeace7.jp>

有識者懇談会の「最終報告書」 主な内容の批判

井原 聰（東北大学名誉教授）

2024年12月21日日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会が「最終報告書」を出した。学術会議はこれをいったん受け入れるが、法定準備の過程で政府と協議するとした。臨時総会では「最終報告書」に対する多数の反対意見があったが、会長談話に一任することとなった。

主なメディアは「学術会議 法人化を大筋容認首相は任命せず」（朝日）、「日本学術会議会長『法人化へ政府と協議』内閣府報告書を一定評価」「会員選考に政府関与せず」（毎日）「日本学術会議が法人化を事実上容認…国の財政支援は評価、介入の懸念は『解消されていない』」（読売）「責任もって政府と協議」（日経）など多くが学術会議の「法人化受け入れ」と報じた。

政府と学術会議との4年間にわたる交渉に鑑み、短兵急な結論を急がず、なお、双方が、粘り強くより良い学術会議のためにコミュニケーションをとることを、強く要望したい。

そこで懇談会が「最終報告書」の主な内容を列挙していたので、それに基づき反論を試みた。そして22日学術会議臨時総会の日、会場前でチラシとして配布したので、以下に紹介したい（若干加筆修正あり）。○「」が懇談会の主張で、■太字が井原の批判的見解。

○「拡大・深化する学術会議の使命・目的に応えるため、より良い機能・役割の発揮に向けて、学術会議を法人化し独立性・自律性を高める。」

■今まさに、学術会議は「より良い役割発揮」に向かって独立性・自律性をもって力強い取り組みを行っている。それなのに、なぜ懇談会はそれを無視して法人化を進めるのか、笹川室長の意のままに動くことをやめよ！

○「研究基盤・研究環境の整備等のための取組とともに、課題解決型の助言機能の強化、政策のための学術等への貢献も期待する。」

■学術会議は科学者の総意の下に、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命としている。「科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること」「科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること」を使命としている。したがって、課題解決型に拘泥せず、広い視野と他分野の研究者の総合

的見地から科学の未来を描くのが使命！

○「学術会議の活動・運営を担う会員は、卓越した研究・業績がある科学者であり、コ・オペレーション方式を前提としつつ国民に説明できるような客観的かつ透明性のある方法で選考する（海外アカデミーのような投票制度など）。」

■海外の歴史的成り立ちの違うアカデミーのものまねはしない。学術会議がかつて自ら制度化したコ・オペレーション方式をなお改良し、客観的で透明性のある方法となっている。「首相が任命しない」があたかも新機軸のようにメディアは報じているが、違法な任命拒否を回避しただけで、学術会議を改革するというとんでもない論理のすり替えである。

○「会員の選考基準や手続きについて、外部の知見を取り入れる仕組みを制度化する（選考助言委員会など）。」

■法人化したにもかかわらず会員選考に外部の知見を取り入れるという。外部とは何かさえ明示されていない。政府？財界？ 結局、法人化後、これまでになかった会員選考の方式（選考助言委員会）を押し付けようとしている。多様で多数の研究者自らが会員選考してきた方式に、どのような力量と見識をもった委員会が口を出そうというのか。何を助言するというのかその機能さえ明瞭ではない。

○「学術会議の活動・運営について、外部の知見を取り入れる仕組みを制度化する（運営助言委員会など）。」

■これまでも様々な角度から外部の意見を取り入れる努力をしてきた学術会議。それを無視して、運営助言委員会設置を提言している。そもそもその運営助言委員会の機能・権能、役割、組織など不明な点が多いだけで、「外部」の意見を注入する窓口としか考えられない。独法化で自由になると言いふらしつつ、学術会議の活動や運営を縛る「助言」装置となっている。「日本学術会議評価委員会」も外部からの介入の仕掛けである。

○「学術会議が使命・目的に沿って自律的に活動・運営していることを国民に説明する仕組みを制度

化する(中期的な活動の方針、評価、監事など)。」
 ○「国民から負託された使命・目的に沿って自律的に活動・運営し、期待される機能・役割を発揮する学術会議に対し、国は必要な財政的支援を行う。学術会議においても、財政面も含めた運営の自律性の向上に努力する。」

■学術会議が使命・目的に沿って自律的に活動・運営していることをなぜ「中期的活動方針」があると示せるのか疑問である。中期計画は大臣が認可は行わないとしながらも、随所に「中期的活動」

の計画を求めており、予算要求の前提ともしており、予算措置で事実上縛り上げる方式といえる。今日の大学の疲弊に繋がる危険な中期計画である。法人化して独立性・自律性が得られるかの幻想を振りまいたものである。また研究組織ではない学術会議に国からの審議依頼による資金獲得、外部資金による自主的な活動のための経費の獲得に努めるともいう。あたかもシンクタンク化のような資金獲得を示唆している。

学術会議臨時総会に新潟からかけつけ要請行動と総会傍聴、暗澹たる気持ちに

会長談話は総会意思を反映していない、 日本の学術の終わりの始まりという歴史の岐路に声を上げよう

赤井 純治 (元新潟大学、軍学共同反対連絡会 幹事)

学術会議法人化の危機、これは「日本の学術の終わりの始まり」(梶田前会長)になる危険性があり、臨時総会へ向けた要請行動を行い、どのような態度を学術会議が示すかこの目でしっかり見届けようと新潟から上京しました。

学術会議前に30名が集まりました。この問題への危機感から、岡山、松本、新潟、山口からも駆けつけてくれました。私はこの学術の危機にあたり、韓国の戒厳令に対する韓国市民の民主主義への熱量のことも訴えて、参加を各所に呼びかけました。私の属する地学団体研究会の仲間は6名も集まってくれました。感激です。一人は信州松本からです。同時に、大学の組合などがどうしてここへ駆けつけないだろうとの思いもあります。総会前の1時間、学術会議前で出席する会員への要請行動を行いました。私は以前、新潟学者研究者の会が出した声明を配布し、自作のプラカードを掲げました。数人がリレートークし、シュプレヒコールしました。東大の教員は、有識者会議が正式で懇談会は正式ではないと発言。ポスドクの研究者も、今の危機的な状態に居ても立ってもいられず駆けつけたと語りました。彼女は、「韓国では危機感であれば市民が動いたのに、大学の周囲の教員などまるで無関心。これはなんだろう？この法人化は韓国の戒厳令級の危機なのにあまりにも無関心であることに呆れる。」私も同感。私も一言スピーチし、最後にプラカードにも書いた以下の言葉で締めくくりました。

学術会議会員諸氏へ (最後に訴えたい)
 法人化の本質は学術会議解体 学術会議を政府の下僕とせんとする悪魔の誘い
 学の独立、自立は ガリレオが、人類が、長い歴史の中で 闘い取った叡智と珠玉の宝、そして学者の矜持
 日本の学術の終わりの始まり を絶対許すな
 軍学共同、大軍拡に加担させる法人化絶対反対
 戦前の歴史、戦後の伝統ある歴史、を胸に刻み 学術会議会員諸氏は 歴史に恥じない判断を
 人類の未来にもかかわる闘い (を自覚して取り組んでほしい)

そして10時。学術会議臨時総会。現状、有識者懇談会の様子を副会長が説明。その後の討論では半分近くまともな意見でした。特に印象に残った意見の要旨を、記憶をもとに記します。

- ・この問題は任命拒否に端を発している、その説明責任は政府にあるのに、それには何も言わず、学術会議側に国民への説明責任、わかりやすい説明など……まるで議論が逆転している。
- ・大学の法人化が失敗した先例がある。大学法人化の際どんなに夢があるか喧伝し、今の惨状があり、失敗したことは明白。騙された。これと同じ、あるいはそれ以上の大きな問題を引き起こす。
- ・今、大きく学術界が変わろうとしている重大な時。懇談会の報告書は学術会議5つの論点に照らしてとても60点は行かない(1~4は完全にX、

5はXに極めて近い△)。赤点である。

- ・大臣任命の監事と評価委員は絶対認められない。金を出すから口を出すのは当たり前というが金を出すのは国民。最終報告は認められない。
- ・学術会議法に学術会議の目的が書かれている。それは国会で国民の代表が決めたもの。その趣旨でやってきてなんら問題もない。これが基本。
- ・原点は任命拒否であり、いわば、この法人化はその意趣返しというのが本質である。
- ・学術会議の取り組みを無視し、独立性を否定してきたものが言う独立性に信頼性があるのか。

等々、主に1部文系の会員からはほとんどこのような意見が強く出ました。しかるに、3部2部の会員からは、会長と執行部が懇談会で議論し詰めてきた労を多とする、問題点は残っているがさらに協議で詰める、条件闘争でという趣旨の発言が多かったように感じました。これでは政府のペースに乗せられます。光石会長もこれに近いスタンスで、総会では決議をあげないで会長談話を出すということで対応したいと発言。採決もせず一部の拍手で「認めた」形となった。これは極めて無責任で、5要件は譲れないと言ってきたことと全く矛盾する対応ではないか。重大な決意で臨むと言ってきたこととまるで違うのではないか。

その後、出た会長談話では、「日本学術会議は改革の当事者として、具体的な法制化に向けて責任をもって政府と協議していくとともに、改革の実行に当たっては、会員間で議論を尽くしつつ、社

会との対話をこれまで以上に進めていく」としている。これは、法人化、法制化を容認、政府と協議、その中で学術会議内で議論する、と言っているもとられかねない。総会の場で出た、反対論、疑念を全く無視し総会の総意を反映した形になっていない。

梶田前会長以来の原則的対応はどこへいった？ 現光石会長が直前まで言ってきた重大な決意を持って対応するという姿勢はどこへ行ったのか？？

また、任命拒否で1000以上の声明、アピールを上げた関係者は、韓国の市民の民主主義への熱情にも学び、いま声を上げるべきである。このままでは「日本の学術の終わりの始まり」の前奏曲になると暗澹たる気持ちになった臨時総会だった。

自公政権が過半数割れし、学術会議が毅然とした態度を示せば、さらに市民側からの強い声が重なれば、この法人化は阻止できると思われるのに、である。

急ぎ、任命拒否の声明を出した学会、団体はこのこの現状を直視せよ、再度声を上げるべきである。また反対意見や強い疑念を出した学術会議会員はこの会長談話に抗議すべきではないか？

臨時総会では、現状についていわば真逆の評価、60点からは程遠い赤点とする意見と、80点と評価するという意見があった。

これまでの原則的な視点と原点にてらして、総会でさらに、何が道理が通っているか、学を標榜する学術会議ならば、徹底議論を尽くすべきである。



学術会議会員はこの「法人化」をどう捉えたのか

日本学術会議 193 回臨時総会の発言要旨

臨時総会は、会場 102 名オンライン 49 名の 151 名参加で成立。有識者懇談会最終報告に至る経緯とその内容について日比谷副会長から説明があり、その後 30 名の方が発言された。憲法 23 条を担保するものとして当時の科学者の総意と国民の支持で発足した日本学術会議を解体的に再編しようとする『法人化』案に対して、現会員は何を考えどう発言したのか、記録しておきたい。そこで全員の発言の要旨（ただし重要な部分については正確に文章化して）掲載する。発言者の氏名は伏せ、所属部を表す数を付記した。（1 部人文・社会科学系 2 部生命科学系 3 部理学・工学系） 【文責 小寺隆幸】

総会の映像は <https://www.youtube.com/live/SGavPEyYMM> でしばらくの間は見る事ができる。

総会資料は <https://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/sokai/siryu193.html> からダウンロードできる。

A3: 資料 2p4・p5 の懸念点が最終報告ではどうなったのか、幹事会の意見を聴きたい

光石会長: 5 要件について、状況として学術会議を潰してもいいのではないかという意見が出る中で、学術的に国を代表する機関としての地位、一定程度で十分ではないかもしれないが国家の財政支出による安定的基盤、増額も見込まれていることについてはある意味では確保できた。存亡の危機からある意味では脱出できている。そういう意味で最終報告は一定の評価はする。しかし懸念点は満額回答ではなかった。ただ一定の配慮はなされ完全に否定するという状況ではなくなった。最終報告書は設計計画みたいなもので、とても 100 点ではないと思っている。

日比谷副会長: 有識者懇談会のもとに置かれた 2 つのワーキンググループにはすべて私と部長等が出席してきた。7 月 29 日の懸念点 1 の大臣任命の監事の設置の法定は変わっていないが、学術会議からこのような意見があったということが明記された。最終的には否定されているが意見は最終報告に明記された。また最終の有識者懇談会で委員の一人から、学術会議側に何かを設置するとして、その方は内部監査室という言葉を使いましたが自己点検室として最終報告書には入っていますが、監事の監査とは別に私たち自身が自律的に何か取り組む可能性が多少なりとも入った。選考助言委員会は最初から会長任命であるが、すぐれた研究・業績を持つものであることが明記され、所属は大学・研究機関・企業といろいろありますが、研究者であるということが入った。こういう人という細かい条項はなくなった。

大臣任命の評価委員会、これはその通りになっています。

中期目標、中期計画という言葉は消えて、活動の方針となった。特に WG で米英の例を引いて、このようなのであれば作るとは悪いことではないという意見を申し述べていますが、そこも取り入れられています。

次期以降の会員選考に特別な方法を導入することは、相変わらず導入する方向で取りまとめが行われている。ただ平成 17 年の改正の時の形式にすることは、当初はどちらかというところ否定されていました。学術会議としては特別な方法導入に今も反対していますけれども、一番悪いところよりはちょっと良くなった。5 歩進められていたことを 2 歩戻せた。

B1: 細かいところで改善が見られている。しかし多少歩み寄りがあっても根本的には懸念事項は解消されていない。その背景として根本的な発想の違い、間違いがある。特に重要なのは政府と政府以外の組織の関係との問題、民主主義についての誤解だと思う。内閣府の担当室長から私たちは国益を考えていないと攻撃されましたが、私は国益は大変大事だと思っています。しかし国益と時々政権の意志とは必ずしも一致しない。学術会議が政府機関でありながら政府と違う意見を言うのが矛盾だということが相変わらず残っているが、学術会議が政府機関であるべきか政府外の国家機関であるべきかは別として、国家機関の中で間違っただけに政府が走ってしまわないように抑制する仕組みは、成熟した民主主義体制であれば必ず備えていなければいけない。学術政策については学術会議がセカンドオピニオンを述べる義務がある。国の機関であれば政権の言うことを聞かなくてはならない、政府が官吏を送り込んで監視しなければいけないというのが根本的な間違い。お金の問題も国の資金で賄われるのであれば国の監視をというトレードオフ論も全くの間違い。日本の法人制度からすれば当然だというのは、裏返せば日本の法人制度はアカデミズムにあわないと言っているのに等しい。

学術会議のどこがいけないかを具体的に示さずに、とにかく変えるという無理な議論がまかり通ってきたのは、自民党 PT の極端な主張をする人々に引っ張りまわされたことであり、その人々は殆ど裏金問題で落選している。その人の意思に未だに引っ張られることは民主主義に反している。

学術会議そのものについての誤解が報告書に表れている。たびたび仲間内だけでやるなど書いてあるが、学術会議はそもそも非常に多様な研究者を集めている組織で、会員になる前に良く知っていたということがどれくらいあるでしょうか。学術会議と一緒に仕事をしていても、お友達的な仲間という意識はあるでしょうか。仲間内だけでやるなどというのは、外部の特定の利害を持った組織が力を持ちうることだと思う。(連携会員制度についての発言は略)

次期会員を新たな制度で選ぶ平成 17 年の前例は、それまでの学協会推薦をやめる時なので改めて学協会に推薦していただくのはできない状況でやったこと。今回はコ・オペレーション方式としては連続性があるので、特別な選考は意味がない。…

民主主義は続けていくことに意味があるが、個々の制度に関しては時代遅れになったものをここに導入しようとしている。外部の目をとにかく入れるということで、企業であれば外部取締役制度が普及してきたが、それがガバナンスの誤りを正す方向に役立っていないことが今問題となっている。75 歳までやれるというのも古い発想を維持する方向に向かう危険が高い。全体として合格点は出せない。

C1: 7.29 の会長文書 5 項目は重要。とりわけ大臣任命の監事と評価委員は絶対認められない。独立した立場からの政府の方針と一致しない見解も含めて政府に学術的科学的助言をする機能を十分に果たすことが法人の目的のはずなのに、今の制度にもない監督制度の導入は法人化の目的に完全に矛盾する。第二に、ナショナルアカデミーは国家権力から独立することが必要不可欠。国の業務監査や外部評価などが行われているアカデミーは権威主義国家のアカデミー以外存在しない。制度組織 WG でも外国のアカデミー調査が行われたのにこういう報告になったことは大変遺憾。

第三に報告書は国の業務を国に代わって行う独立行政法人の制度を暗黙の前提とした視野の狭い官僚の発想に囚われている。ナショナルアカデミーのミッションや本質をわきまえない制度設計になっている。第四にカネを出すから口を出すのは当たり前という人が WG にいたが、カネを出すのは国民で大臣ではなく、国民は政府から独立しているからこそアカデミーに金を出す。

幹事会がまとめた資料 3 のガバナンスの在り方は適切に定義されている。特に監事と評価委員の大臣任命は絶対認められないことを總會の意志として、難しければ幹事会・会長声明として決めてほしい。懸念は残るがおおむね評価するという態度表明は避けていただきたい。

D2: 2 年前に比べて歩み寄った姿勢は感じられるが、

一番むなしなのはどのくらいの敬意をもって政府・国民に受け入れられているのか。学術的に見てありえないとか歴史的にみて変だろと率直に、制約もなくバンバンというのが僕らの立場。それを言うためにはある程度の地位と権威付けがないとダメ。法人化した時に発言力がどのくらい低下するかわからない。大学の法人化はいいことが言われていたが、20 年経って今はじり貧。根本的なことを考えないといけない。勧告がなくなれば政府に対する強い意見が言えない組織になる。組織としては法人化の方が活動しやすいとしても影響力を考えると心配する。

日比谷: 勧告機能の維持は強く訴えている。ただ法制化される段階で勧告という言葉が残るとは明確になっていない。

光石: 最終報告に勧告権限を残すか残さないかは書いていないことはまだよい。勧告権限は認めないとまでは言われていない。そこは求める。学術の立場から色々言ってほしいとは懇談会で言われている。そういう意味では期待が大きい状況にある。報告書がどれだけ読まれているか、フォローアップは学術会議でも検討する余地がある。

B 先生の見解はその通りで、設計コンセプトが違っていると主張しているが理解していただけない。ステークホルダーは政府だけではなく、国民、産業界、学術団体、NGO 色々あるが、そこが理解されない。(略) 基本は設計コンセプトだが、最終報告ではそうっていない。ただ監事については両論併記。基本的な考え方は C 先生と同じ。

E1: C 先生の発言に賛成。設計コンセプトの違いとはどういうことか。法人化といっても、せいぜい国立大学法人並の法人化。今出ている案はさらに後退した独立行政法人のような設計。そういう法人化が学術会議にふさわしいというのが大前提で設計コンセプトになっている。我々は「より良い役割発揮」のためであれば法人化は排除しないが、設計コンセプトが全く違う。主な懸念点について、1 から 4 までは X、5 も X に近い△、勧告権限も含めて考えると不可の答案。本当に政府からの独立性を守るのならこの法人化しかない。というのはこの間の経緯からして違うでしょうと言いたい。

もともとは任命拒否から始まり、学術会議の自主的な取り組みを無視し、有識者懇談会で決めるとなり、学術会議は出ていったが、学術会議側はこう言った(両論併記でもない)ことが記されているだけ。独立性を否定してきたものが言う独立性にどのような信頼性があるか。

国立大学法人の経験から言えば、中期計画(名前が変わっても)と財政的保証がないことがセットになると自主的改革の名のもとで政府と同じ改革がなされ

ていく。そのことによって日本の研究力が低下してきた。20年のその経験からしても、国立大学法人並の法人化という制度設計自体に問題がある。

最近、日本の公論において中長期的なことを言う人が少なくなっている。これが人類の持続可能性を考える上で大切だと言える機関は日本学術会議しかないと思う。そういう機関が、たった20年で失敗と証明されている国立大並みの法人化を受け入れることは失敗だと思う。

F2：最終報告4ページ 内閣府の下にある組織のまま予算が減らされなかったかというところでもない。国立大の法人化によって予算が減らされてきたことはあるが、内閣府の1機関として予算が減らなかったということはない。また4ページに書いてある「政府の機関であることは矛盾を内在している」ことは、私は総理大臣のわがままに振り回されることがあるので、制度設計の概念が理解できないというが、有識者懇の報告を評価する。主務大臣任命を外す明確に書いているので歩み寄ってくれたととらえる。監査ですが、p5の⑦に国が必要な財政支援を行なうとはっきり書いてあり、税金をいただいて国が財政援助する以上は独立した会計監査があることは当たり前、というのが第二部の研究者の考えです。第一部の先生の言うような疑念はあるかも知れないが、最終報告書そのものを見る限りは歩み寄っていただいたので80点。

G1：任命拒否問題について政府はその理由を未だに示さないどころか、学術会議の再編に転じ、その最終結論がこの法人化。法人化にあたっては立法事実、法律を形成する場合の基礎、その合理性を支える一般的事実さえ説明されていない。学術会議がアクションプランも進めているのに、学術と行政の関係に何が問題があるのかをあえて言わない。政府は時間軸と問題意識を共有せず不適切だと言うが、政治的権力と学術は立場が異なりながらも共に働くことが国益になり、国民から負託された民主主義を支える。学術的にガリレオは地動説を正しいと言ったが権力者により有罪とされた。現代世界における政治権力から独立した科学的助言の意義とその在り方という大事なことが議論されていない。科学的助言のためには独立、特に財政的に独立自律は大事です。報告書で言う自律とは政府は一定の支援をすればよいだけで、学術会議は政府や産業界から助言への対価を受けることで自ら稼げという。ここには学術が公共的だという意識が政府にない。公共的だから政府や企業のひも付き資金ではなくて、社会経済的な利害から離れ独立した財政的な自立が必要なのであって、国民の税金で直接支えるべきです。学術会議が学術の立場から忖度なしに政府や社会に発言するこ

との保障、特に財政的保障が国民から負託された民主主義には必要です。そうでなければ学術会議は徐々にその時の政府の都合の良い科学者組織になって、その結果日本の国益を害し民主主義にも反することになる。今は重大な決意が必要だ。

H1：最終報告はソフトになったように見えるが懸念点は払拭されていない。資料3と4は幹事会で作成されたもので、まっとうなことが書いてあり、これに沿った形で判断する。最も違和感を感じたのは、学術会議を一般行政組織と同じ基準でガバナンスすること。我々の組織はそれとは違うということを強調すべきだ。「仲間内の論理」ということにも反論したい。学術の世界では学位診査、論文査読、研究費申請など厳しいチェック機能が存在し、会員もそういう仕組みの中で学協会の後押しを受けて選出されている。政治や行政の論理とは異なる基準で組織が編成され会員が選ばれている。それが学術会議の存在意義。学問の独立が保証されているかを象徴するのがこの一連の問題であり、法人化に反対する。

I1：アクションプラン企画ワーキングで活動している。今回の問題で学術会議としても反省すべきは反省し改善し前に進んでいきたい。それには学術会議の設立の経緯、ミッションを再確認し、それに沿って何をしてきたのか、何が不足していたのか、特に重要なものは何かを確認したい。独立行政法人のような設計コンセプトを進めようとしているようだが、国立大法人化も20年経って様々な問題が出ている。それを参考に法人化にあたって何を押さえるのか考えるべき。

選考助言、評価委員等の任命についてだが、交渉の窓口を絶つべきではない。声を通じない、言葉が理解できないのであればこちらから変えていく必要がある。組織外の人間の見え方と、われわれ内部の人間の見え方は違うという根本的なことを理解したうえで、溝を深めないように議論を続けていくこと、ここをクリアできないならば国民にも理解されないかもしれない。マスコミ・世論を味方につけて、歴史的経緯を踏まえながら進めていく必要がある。ネットワーク型のガバナンスの自律性・公開性・透明性・国際性が、社会が激動する中であって、国民や民族を超えた科学者の交流をもとにこういった活動を進めていく必要がある。

J3：学術・科学は大切だが団体としての活動にチェックが入るのは健全なことで、有識者会議のいうその部分についてはその通り。ただ監事や評価委の権限が大きすぎると問題がある。大学法人化は騙されたと私も思いますが、そういうことが起きないように、かつ健全なチェックをするために、騙されないようにするためにレビュー委員会や監事にどういう注

積をつければよいのか、法律に反映させていく。勧告機能はぜひ残すように働きかけてほしい。

K1 : 25 期任命拒否の問題の時の総会で、大日本帝国憲法のもとでの司法権の問題の話をしていただいた。今回それがよみがえった。この問題は憲法 23 条「学問の自由」の問題です。なぜ内閣府の中にあるのか、戦前の歴史的教訓をしっかり受け止めて持続させる、それは国家の度量であり、品格である。私は自虐史観に陥っている人間ではないが、たえず一番大変なときのことを思い出しながら未来を創っていくという知の探究の精神。それが政府の中に内在していることの意味は非常に大きい。私たち法学委員会は 3 名の任命拒否を出した。戦前の思想弾圧で東大・京大・早稲田の先生方が大変な目に合いました。

今回の報告書は光石会長はじめ幹事会の方が尽力されてここまで戻した。この辺りで手を撃とう、来年度予算の給がぶら下げられている、そのあとにはムチも控えている。そういう間接強制的あるいは強迫的なもつで、私たちは今何をすることができるのか。非常に困難な課題が突き付けられていると思う。

ただ原点として確認しなければならないのは、6 名が任命拒否された、それが予想外の抵抗にあった、国民の側からも多大な反論が首相に向けられた。その逆恨み、意趣返しが、このようなおためごかしの報告書に結実している。外に出れば独立といえるが、これは孤立化だ、あるいは放擲といってもよい。

自律しやすいというがこれは競争社会における自己責任化の徹底、しかも自分たちのお金を出すのではなくて国民のお金を使って口を出す、すごい巧妙な仕組みを内在している。監督によって介入強化する、こういう仕組みがこの中に創られていることに多大の懸念を感じる。

私達が議論していることはイデオロギーの問題でもなく、政治的な右や左という話ではなくて、学問の自由、知の探究が自由で民主主義的な国家において永続的に可能であるか、日本国がおかしな方向に行かないように絶えず監視しながら、言いたいことも言わせていただいて、でもそれはあくまでも背後に国民の福利・平和があるから、それを科学的な知見で実現していくことが私たちの課題。

私の分野・民事訴訟では司法支援センター・法テラスが訴訟するためのお金を法律補助という形で貸してもらえる。それは国家に対する国家賠償訴訟でさえも可能なわけです。それによって社会が良くなる、判例などより多くの公共財が形成されていく、それを国家が保証している。なぜ内閣府だけは自分たちの政策に直結しないようなことをしかねない組織を袋叩きにしようとしているのか。民事訴訟で和解はすごく大事で、お互い譲り合うことも大事かもしれませんが、ただ自由で民主的な社会で知の探究が制約

なくできる、国家が監視監督機能を持つべきではない、これだけは重大な決意として、まとめることが難しければこういう意見があったということだけでも。私たちの背後には滝川・美濃部・矢内原・河合・津田…戦前にもぐらたたき的に個別にやられた。今は手を変え品を変え集团的に。この報告書はすごくうまい書き方をしている。日本学術会議法は国会で制定された。これは国民が望んだもの。「日本学術会議は、科学が文化国家の基礎であるという確信に立って、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし、ここに設立される。」このどこが問題なのか。戦争の惨禍をよく知った人たちが、しかも末川博をはじめ京大事件で京都大学を離れた人たちが考えて創った、そういうことは忘れてはいけない。各論的な話では多様な意見がある。大事なことは基本的なコンセプトの違い、大枠をどう考えるのか、知の探究を日本国において子孫のためにこれからどうしていったらよいのか、憲法前文も読みながらじっくり考えていただければ。

L3 : 我々に求められる責任について。第一に分野横断的かつ課題解決型の学術的助言機能の強化に関わる。気候変動の中で炭素ゼロ社会をどう進めるかという課題に応える能力、レスポンスビリティは果たさねばならない。東日本大震災に我々は対応できたか、公益にかなった活動ができているかという点で重要。第二に責任という意味で、アカウンタビリティは果たさねばならない。公金で活動する以上一定の説明責任は求められる。監査機能、自己評価は重要だ。国立研究開発法人の役員をしてきたが、法人化でよくなった面もある。運用の仕方次第。第三に信頼関係の重要性。法人化で私たちがうまくやれたのは主務官庁との信頼関係があったから。国民や産業界に答えられる活動ができているのかというアカウンタビリティは果たさねばならない。学術会議からの学術的助言が公益に資するということが理解される必要があり、一方ですぐ役に立つものだけではなく基礎的な学術が公益性があり国家を支えていることを理解していただく必要があり、そういった観点で第一部の先生のおっしゃっていることも首肯する。

M1 : 十分ではないとしても有識者懇談会が一定の歩み寄りをするように取り組んでこられたことにお礼する。その上で最終報告書の大きな問題は新たな学術会議の選考。新しい学術会議にするのであれば新しいやり方で選ばれた新しい会員にするというのが基本的な発想で、これまでの学術会議を構成する会員を一新する。これでは活動との継続性がなくなる。アカデミーという名称にするという意見も出ており、別組織が立ち上がると受け止められかねない。機能

強化を実現するためにこれまでの取り組みを継承して発展させることが不可欠。会員選考の在り方について強いメッセージを発していただきたい。

光石：今示しているアクションプランはおおむね好評。我々は違う意見には敏感に反応するが同感している部分はあまり言わない。存続も危ういということ、われわれが出す報告書（助言機能）がどこまで有効かということも改善の余地がある。ここで席を立つ、完全に拒否権を使うのが有効な手段かどうかはよく考えた方がよい。社会からは我々の助言がどのくらい役に立っているかということでは厳しいことも言われている。有識者の報告書という段階で、法制化するにあたってこれから議論の余地があるここで、学会会議が社会と対立する構図を作るのははたして得策かよく考える必要がある。

任命拒否問題に端を発しているということは確かにあるが、学会会議が反省すべき点はまったくなかったかということもそうでもない。アクションプランにはサポートティブであり、学会会議には期待している、存続して助言してほしい、そのために当面はお金を出すということは重く受け止めてもいいのではないかと。意見の異なることについて先生方が言われていることはもっともだが、大局的に考えたときにどういう選択をすればよいか、よく考えた方がよい。論文の査読とは違うことで会長としては悩ましい。主張することは主張するが、大局としてはどうか。有識者もアカデミーがなくなっていいとは言っていない。

N2：会長に同感。社会や政府への助言機能が大事であるにもかかわらず、何を出しても反響がほとんどない。どうやって社会に届けるか、実務的なことを考える。それについて有識者懇は事務局機能の充実と書いている。世の中の役に立つ学会会議であることが重要で、多様な意見を出しても社会に届けられなければ意味がない。事務局機能の充実と法人化をセットにするほうがやりやすい。有識者懇談会の意見を重く受け止めて進めるべきだ。

O3：今のメンバーで決議をし、歴史的背景も含めて決めて良いのか。どういう体制で学会会議の意志を示すのか、ということから議論すべきだ。予算の話があり、急いで決めるというのが懸念材料。

A3：国立大法人では監事も法人の長も大臣任命でバランスが取れる。今回の提案は監事やレビュー委員会は国の側に立ち、われわれはそこから命令を受けるのではないかと、そこは危惧する。例えば会長についても大臣任命を求めるのはどうか。

光石：総会互選なので大臣任命を求めるとはならない。

P3：有識者懇の資料4 組織イメージを見ると、評価

委員や監事を政府が任命してもあまり気にしていない。そういう人がいても言うことは言うだろう。ただ選考助言委は余計だ。選考のプロセスをモニターする組織はあったほうが良いが、選考の助言は運営助言委員会で行えばよく、ここだけは選考プロセスモニターという名前にしていただきたい。また勧告機能だけは譲れない

Q3：歴史的背景を考えると勧告機能だけが一番大事。政府に反対意見を言うから外部の法人化という意見は受け入れられない。反対意見を言う人を仲間外れにするというのは危険な日本の思想。学問の世界は異なる意見をどんどんいう世界。反対意見を言うとかではなくて、政府の相談役という位置づけにするのもっと良い。今私は産業界ともつながっているが、日本が遅れを取っている分野で日本の研究力の強化とか人材育成の面でも、日本を支える集団であることを政府側に発言してもよい。発信する方法は改善の余地がある。もっと身近に感じられるように。

R3：会長に賛成。第3部でシンポを開いたら400名も参加した。学会会議のシンポは社会に注目されている。アクションプランも。地方活性化、産業界との連携などに前向きな先生も多い。卓越した有識者の意見も踏まえてまとめられた懇談会の意見は重要。1部の先生の懸念も共感するが、それに対して、すべてを満たされてはいないがこれからも話し合うという会長の力強い決意に敬意を表する。

S3：1部の先生の意見も理解できるが、どう歩み寄るかを進めるには、光石会長が言ったように進める。対話を続けつつどう結論を出すのかお聞きしたい。

日比谷：勧告機能について、政府はなくすことを提案しているわけではない。文言の調整を法制的にするということ。

評価委員会については、学術的な活動内容そのものを論評するものではないと最終報告に明記された。また名前が変わりましたが、中期目標の評価に相当するものではない。活動や運営の実績が年度計画に沿っていたか同課の確認（メタ評価）。名称もレビュー委員会がふさわしいとされている。

アクションプランは懇談会での関心が高かった。国際活動であればアカデミーがなくなってしまっただけでは困ると痛感している。その時に押さえることはその通り、設計コンセプトの違いも幹事会の文書に書いてある、そこは対話の窓口を閉じずに、できる限り理解を得るように。また政府だけではなく国民との対話にさらに取り組む。

T1：5つの懸念事項についてはほとんど払拭されていない。そもそもなんで法人化しないといけないのか。3部の先生は法人化しないと活動できないとお

っしゃっているがそんなことはない。今もそれなりにやっている。法人化に反対するわけではないと言ったとしても、何でそう言ったのか。

6名任命拒否に対して10月2日に要望書を出した。23年の4月に「説明ではなく対話を」という声明をだした。このまま学術会議が法人化されると6名は理由も示されずにその事実が残る。今はまだ任命してくださいと要望して、それが実行されていない、遅れている状況。2020年に任命されないと聞いてとても怖い感じがした。国家権力によって握りつぶされるのではないか、という恐怖感を味わった。これは良くない。我々は自由に考えて議論しながら未来に進めていかなければいけない、そういう立場の方が集まっている。我々のアカウンタビリティもそうですが、政府側のアカウンタビリティも果たされるべき。5つの懸念事項が払拭されない限り反対したい。

U3：政府はいつ法案を出したいとしているのか。

日本学術会議事務局長：12月20日に、政府は速やかに法制化を検討すると明言している。

U3：次の通常国会に出るわけではないのですね。細部の条件闘争の時間があるか心配だった。

事務局長：速やかに、ということなので様々な可能性を考えて対応する。

V3：チャット（司会代読）最終報告書を受けた上で具体的な運用条件について交渉すべきだ。

W3：チャット（同）最終報告書を受けた上で対話の窓口を閉じず5つの条件について建設的な議論を。

X1：任命拒否の問題を置いたままでこの方針に従うのは懸念がある。任命拒否に対する私たちの考えを明確にして進めてほしい。

Y3：25/26期とこの問題は続いているので、条件闘争とは言いませんができるだけいい形で。新しい会員の選定方法で、25/26期は新しい会員のコ・オペレーションに入れれないということは、だれが選ぶのか全く分からない。ここでコ・オペレーションを切ってしまうので絶対反対すべきではないか。

E1：5つの懸念が払拭されていないのであれば今の段階で態度を表明すべきではないか。大局を見てと会長は言ったが、最終報告が出たので今後の相手は政府となる。懇談会の方々が学術への期待やアクションプランへの期待を表明していてよかったが、その場の雰囲気はリセットされる。そこで今学術会議が何を懸念しているのかを表明することが、今の段階の大局を見る上で重要ではないか。それが国民との対話を進める第一歩。

第二に、短期的な大局観ではなく長期的な視点で、今、制度が変わろうとしている段階。小手先のことで

はなく制度が法制的に変わるということ。本当に長期的なスパンで物事を考えて、こういう設計でよいかを議論しなければいけない。短期的に今風が吹いていないということで判断すべきことではない。

B1：手を打つのか席を立つのかという二分法ではない。懸念点が払拭されていないというのは客観的な事実で、それを取り下げたしまうと交渉の舞台が懇談会以外のところに代わっていく中でさらに潰される可能性がある。政府が法案を作る過程、国会で与野党が審議する過程で、有識者懇に関わっていなかった方や国民に理解を得ていく必要があるので、これまでの主張を取り下げるのは交渉戦略としてまずい。懸念が払拭されていないと言い続けるべき。

研究開発法人で監事がいても問題ないという発言は以前もあったが政府との信頼関係があるからだろう。信頼関係がなぜ崩れてしまったのか、やはり任命拒否。政府が壊したのだから政府が回復すべきと言いつける必要がある。

専門分野で政府と協力している研究者はここにもたくさんいる。しかし学術会議の在り方の問題に限っては政府と対立せざるを得ない状況に追い込まれているのは私たちのせいではない。

政府は内閣府の機関であると言うが、学術会議法には内閣府の機関とは書かれていない。管轄するのは以前は総務庁だった。内閣府に従属する位置付けでは本来ない。任命もかつてやっていた選挙を廃止する時に便宜的に導入すると当時の総理が明言した。従属的に見える関係は近年になって政府が創り出したもので、本来、政府と学術会議の関係性は全く違うものだった。

国民に知られていないと言うが、すべての組織はそうだろう。内閣府が何をやっているか知っている国民はどれくらいいるか。そこで引け目を感じる必要はない。関係することをやっている人が学術会議の声明を役に立てている例はたくさんある。そういう活動が今後もできるようにと考える必要がある。

K1：5つの懸念は確認していただきたい。任命拒否の問題は違憲・違法であると思っている。最終報告書は、私たちが問題のあることをやってきたので改革しなければならぬというふうに、任命拒否を正当化する素材として使われてはならない。監事については、今も会計検査院がやっているので十分ではないか。レビュー委員会については、やるのであれば国民にレビューしていただくのが一番良い。中期活動計画が怖いのは、前の概算要求で次の年度の予算が決まるということは、前の人たちが次の活動を拘束するというパターンがずっと続く。これは安定的な財政基盤には及びもつかないというだけでなく、活動の自由さえも制約する。

法案が出るときにはパブコメを求める機会が与えられるべきである。憲法 23 条に関わる法案が出るときにはぜひパブコメの機会を設けてほしい。最後に任命拒否訴訟が継続中であり、係争中に改革法案を出すのはおかしい。説明をしない人が学術会議だけに説明させるのはスッキリしない。

Z2：妥協点として評価すべきだ。日本の科学研究レベルの低下などの中で、早く実効性のある提言を出さねばならない。やっと前に向かって進める。研究者自身の中で何をやっているのか全く見えていない。研究者のキャリアや研究費の問題などかなり大きな問題です。5点は満たされていないとしても我々の分野で評価委員会でチェックするのは全く異論がない。監事も大きな問題ではない。コ・オペレーションも継続性がなくなるのは問題だが、上がった研究者を評価して選考段階で問題になることはない。第1部で政権と違う人を入れるかどうかという問題だろう。学術会議の最大の利点は1, 2, 3部が一緒にやるということで、1部の人と一緒にやっているとするとならばどこかで妥協しないと進めない。

α3：真の独立を獲得するためには経済的な独立が必要。10億円を会員で分担すると一人年500万円。あるいは2000の学協会から年50万もらえれば、ということも考えた。しかし日本学術協力財団への寄付はほとんどない。私たちは経済的に支援する対象と思われていない。国民が学術会議にお金を払っても意見を言ってほしいということが見えてこない。問題があった時には学術会議に聞いてみようという国民に思われる存在にならないと、制度がどうあろうと、私たちは社会から認められないし、政府も軽んじる。今回の案について一言えるのは、今回の案になれば後は任命拒否は生じないシステムになる。会員については政府の関与は認めないという案に一応そうになっている。今後、分野別委員会、部会で議論を踏まえた上で総会で改めて調整することも考えられる。

β1：最終報告は改善されたが懸念は解消されていない。今後法制化が進むとすると、学術会議として意見を表明するのが重要。今後どのように意思の表出をするのか聞きたい。学術会議の一般公開イベントや声明も多数出ているので私たちはもっと自信を持ってよい。26期は一期で辞めるということで、そんな侮辱をされるのなら辞めるといった時もあった。

γ2：2部の考えをまとめるのは難しい。大筋の合意を白紙に戻さないほうが良いという意見の方もいた。個別の項目については様々な意見がある。現会員として学術会議らしい活動をしたい。アクションプランを大きな柱として有識者懇にも対応してきた会長の考えを支持する。12月18日の対応方針が妥当。

δ1：勸告権の維持は皆さまの中に異論がないだろう。ナショナルアカデミーは勸告権を持つことがリーダー。様々な点で対立はあるが、これは譲れないということは一致した。今後交渉を進めてほしい。

光石 任命問題は解決されたとは思っていない。引き続き言い分を言っていくことが重要。信頼関係は、任命問題は政府だが。私たちも有効な助言機能を出すということも重要で、お互いに頑張らなければいけない。

7月29日の5点 満額回答ではないが、より良い役割発揮の5つの要件の方がもっと重要。国を代表する地位や、安定した財政基盤は或る程度保障されている。一番の問題は自主性・独立性だが、そういう意味では7月29日の5点は部分的なことと認識している。

短期的な視野で結論を出すべきではないというのはその通りで、75年続いてきた日本学術会議にとって重要な局面だと認識し、歴史の重みは感じている。今後どうするか。総会としてではなく会長談話を考えている。総会決議をもし出すのであれば別の局面かもしれないと思っている。学術会議は5要件を満たす必要があるという一貫した考えをもとに懇談会に参加し、懸念点の一部は理解されたので議論してきたことには意味があった。しかし主張が反映されなかったことは残念だが、最終報告に両論併記された。今後法制化で検討される。また最終報告に書かれていない点があるものすごくたくさんある。

最終報告の評価ですが、助言機能、科学のネットワーク、国際活動、事務局機能などの強化が入っているということで、より良い役割発揮のための機能強化が今回の改革の目的であることを明らかにしたうえで、その在り方として法人化の具体的な姿と議論のポイントが示されたことはある程度評価できる。

今後、より良い役割発揮のための機能強化につながるものとして実現するために、学術会議も具体的な法制化について責任をもって政府と協議するとともに、改革の実行に当たっては皆さまとの議論を尽くしていきたい。

アクションプランについてはおおむね良い評価をいただいている。法人化は重要な問題ではあるが、アクションプランの改革と一体として法制化についても執行部としては進めていければと思う。

評価はするが残念なところもあると正確にしたうえで、後ろ向きではなく前向きに進みたいということを出したい。賛同いただけますか。

会員の一部分から拍手

「独立性をきちんと守ってください 甘いよ」という傍聴席からの声。 13時7分閉会

【報告】 学術会議会員の任命拒否理由の開示を求める行政訴訟

— 被告（国）は追い詰められてのりくらり —

学術会議会員の任命拒否理由の開示を求める弁護団事務局長
弁護士 米倉洋子

軍学共同反対連絡会の皆様には、弁護団からの裁判傍聴の呼びかけに応じていただき、また呼びかけを広く拡散して下さった結果、おかげさまで、東京地裁の103号大法廷の約100席の傍聴席は毎回ほぼ埋め尽くされ、弁護団・原告はとても励まされています。

皆様のご協力に、この場を借りて心からお礼申し上げます。

ご承知のとおり、2020年10月1日、6名の学術会議会員候補者の任命拒否という、前代未聞の事件が起きました。1200を超える学会や諸団体から抗議声明が上がりましたが、政府はその理由すら明らかにしません。

そこで2021年4月26日、法律家（法学者と弁護士）1162名が政府に対し、任命拒否の理由のわかる文書などの情報公開請求をし、同時に任命拒否された6名も、2020年の任命に関する自分自身の個人情報の開示を請求しました。

これに対し政府は、「任命拒否理由のわかる文書などは作成も取得もしていない。不存在だから不開示だ」という不当きわまりない決定をしました。それ以外に開示してきた文書は黒塗りだらけでした。

そこで私たちが行政不服審査法に基づいて審査請求をしたところ、2023年8月、諮問機関である情報公開・個人情報保護審査会（略称「情報審査会」。元裁判官と学者の計3名で構成）の答申が出ました。答申は、黒塗りのかなりの部分を明らかにすべきとし、政府もそれに従ったため、広く知られた「外すべき者（副長官から）」という文書の黒塗りは開示され、予想どおり6名の氏名が書いてあったことが判明しました（図1）。



図1

また、個人情報として6名各自に開示された文書を弁護団が繋ぎ合わせたところ、安倍政権時代の6月12日付で、すでに6名の氏名が「任命権者側」から学術会議事務局に伝達されていたこともわかりました（図2）。情報公開の取り組みの重要な成果です。

しかし、情報審査会の答

申は、肝心の任命拒否理由のわかる文書については、「ない」以上不開示決定は妥当だとの結論でした。もっとも答申は、政府が公文書の作成・保存義務を果たさなかったことを厳しく批判しています。

こうした経過をへて、2024年2月20日、情報公開請求人のうち166名と個人情報開示請求をした6名が、国を被告として東京地裁に行政訴訟を起こしました。

訴訟の内容は、以下のとおりです。

- (1)不開示決定の取消 (①不存在を理由とする決定の取消、②黒塗りの取消)
- (2)国家賠償請求 (①存在しないという虚偽の理由で不開示としたことによる慰謝料請求、②作成・保存の義務を怠ったことによる慰謝料請求)

これまでに4回の口頭弁論が開かれましたが（5/29、7/16、9/17、11/26）、被告（国）の対応は、一言でいって、のりくらりとしたものです。

第1回の弁論（5/29）では、被告はごく形式的な答弁書しか出しませんでした。原告側は法廷で、弁護団が訴状の要旨を述べたほか、任命拒否された原告の加藤陽子教授と岡田正則教授が意見陳述をしました。傍聴席から拍手が起きましたが、裁判長は制止せず、「拍手は心の中でして下さい」と言いました。そして裁判長は、被告に対し、「内閣



図2

官房、内閣府それぞれについて、情報開示に関する権限のうち何が誰に委任されているのかを明らかにすること」など重要な3点を明らかにするよう求めました。大変重要な論点であり、画期的なことだったと思います。

ところが、第2回の弁論(7/16)で被告がようやく出してきた訴状に対する実質的反論の書面は、第1回弁論での裁判長の指摘をスルーする内容でした。そこで原告側は、被告に対し、裁判長の質問にまともに答えるよう、「求釈明書」(質問書)を提出しました。なお第2回弁論では、166名の代表として、小森田秋夫東大名誉教授が意見陳述をしました。

しかし第3回の弁論(9/17)までに被告が出してきた書面も、「回答」と言いながら「逃げの一手」の内容です。私たちはその中で被告が、「任命拒否は内閣総理大臣が直接判断し、その結果が内閣府に伝えられただけだから文書は存在しない」旨を繰り返し述べていることに注目し、国会で菅首相が、任命拒否は杉田内閣官房副長官から相談されたこと、自分は学術会議からの推薦名簿も見ておらず、加藤陽子先生しか知らなかったこと等を答弁したことを指摘し、菅首相が「直接判断」した内容とは何なのか、どんな資料に基づいて判断したのか、総理や副長官に文書作成義務があるのかなのか、等々を質問しました。

ところが、第4回の弁論(11/26)前に被告が出した書面も、またまた「回答」とはほど遠い曖昧なものでした。ただし、総理と副長官に文書作成義務があることは、前言を翻して認めました(被告を一步追い詰めたと思います)。原告側は法廷で、書面をもって被告に対し、11項目の質問をしました(こうした書面を数日で作るのも大変です…)。

裁判長は、このうち、「総理や副長官が作成・取得・使用した文書の管理権限」や、「総理や副長官の意思決定につき、内閣官房として文書を作成する義務がないのか」など3項目については、裁判所も第1回弁論から聞いていることなので明確に答えるよう、被告に指示しました。被告は「いつまでに回答するかを2週間以内に回答する」と述べ

ました。

結局、被告は1月31日までに回答するということになりました。

総理・副長官の意思決定に関する行政文書の作成・管理の義務・権限は、この訴訟の根幹をなす最重要論点です。裁判長も最初からそこを聞いている。それにしても、被告が申し出てきた回答期限は、あまりにも遅いと言わざるを得ません。それだけ、原告は被告を追い詰め、答えにくい回答を迫っているとも言えるのですが、それにしても、です。

次回2月28日(金)午後4時の第5回弁論までに、原告は被告の主張に対する全面的反論の書面を提出する予定です。ぜひ傍聴にお越しください。

下記はクラウドファンディングのサイトのURLですが、この訴訟をわかりやすく解説し、訴訟資料も全て掲載していますので、ぜひご覧下さい。

<https://www.call4.jp/info.php?type=items&id=10000146>



なお、学術会議の「法人化」問題で、有識者懇談会の最終報告が出ましたが、その内容は、任命拒否の正当化・制度化と言わざるを得ません。このような制度を作らせないためにも、理由なき任命拒否に抗議するこの訴訟へのご支援を、よろしく願いいたします。

ぜひ傍聴を!

次回 第5回口頭弁論

2月28日(金)午後4時～4時30分(予定)

東京地方裁判所・第103号法廷

▶被告の主張に対する原告の反論

軍学共同反対連絡会

共同代表：池内了・野田隆三郎・大野義一郎

軍学共同反対連絡会ホームページ <http://no-military-research.jp/>

軍学共同反対連絡会事務局

▶事務局へのメールは下記へ 件名に【軍学共同反対連絡会】と明記してください。

小寺 (pokojpeace@gmail.com) 赤井 (ja86311akai@gmail.com)